

平成24年8月22日 内閣府

「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」報告書

～消費者行政の機能強化を目指して～

□ 消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)附則第3項

政府は、消費者庁及び消費者委員会発足後3年以内(平成24年9月まで)に、「消費者被害の発生又は拡大の状況、消費生活相談等に係る事務の遂行状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者の利益の擁護及び増進を図る観点から、消費者の利益の擁護及び増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方を見直すとともに、当該法律について消費者庁及び消費者委員会の所掌事務及び組織並びに独立行政法人国民生活センターの業務及び組織その他の消費者行政に係る体制の更なる整備を図る観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。」

□ 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月20日閣議決定)

【国民生活センター】消費者行政全体の機能を効率化・強化し、国民の安全・安心を確実に担保するため、必要な定員・予算を確保した上で、平成25年度を目途に本法人の機能を国に移管する。

(検討事項1) 消費者庁、消費者委員会その他の消費者行政に係る体制の在り方

ー 有識者ヒアリングを踏まえ、3つの視点から検討ー

1 司令塔機能の発揮

《今後の取組の方向性》

- ① 特命担当大臣の総合調整権限や消費者政策会議を活用し、消費者行政を一元的に推進
- ② 特命担当大臣のもとで、消費者庁、委員会、国センは緊密に連携（委員会の独立性を尊重）
- ③ 消費者の痛みを含めて、相談現場に共感する力を高め、消費者の声を政策にしっかりとつなげていく
- ④ 審議会機能の活用により、消費者庁の企画立案機能、委員会の監視機能を強化
中長期的課題、省庁横断的事項、制度改正事項について、消費者庁は委員会に積極的に諮問
- ⑤ 委員会の建議・提言、国センの改善要望に基づき、消費者庁からも関係省庁へ働きかけ
- ⑥ 国センの知見・ノウハウを活かしつつ、消費者・消費生活に関する調査研究機能強化のため体制整備

2 消費者行政を担う職員の養成・確保

《今後の取組の方向性》

- ① 消費者目線を行政の基本に据える
- ② 職員の専門性の向上。強い熱意・意欲を持つ人材を結集する
他府省庁から出向中の意欲を有する職員について、消費者庁を中心としたキャリアパスで活躍できるようにする
- ③ 消費者行政全般で、国セン職員の知見・ノウハウ・消費者目線を積極活用

3 総合力の充実

《今後の取組の方向性》

- ① 消費者団体をはじめ関係者の知恵と熱意を結集
 - ー 消費者団体の継続的・持続的活動は消費者行政推進に極めて重要
- ② 地方消費者行政の現場と密接に結びつく
 - ー 「現場」を支える消費生活相談員が適切に評価されるよう取り組む
⇒ 消費生活相談員資格を法律に位置付け
 - ー 「地方消費者行政活性化基金」終了後も、地方の積極的な取組を財政面を含めて下支えする支援の在り方、財源の確保に向けて検討を行う
 - ー 地方自治体での対応に限界のある消費者トラブルには、国が地方支援として取り組む
⇒ 越境消費者トラブルの相談窓口は国民生活センターで実施
(国センに消費者が直接に相談できる窓口を整備)

※:独立行政法人の運営費交付金については、毎年度ごとに、前年度比で、一般管理費(人件費を除く)3%以上の削減、業務経費1%以上の削減が求められている。また、人件費については、前年度比1%以上の削減が求められている。

(検討事項2) 国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方

基本的方向：各機能の維持・充実、一体性の確保

- 国セン各機能(注)の全てを維持し、基本的に一体性を確保しつつ、より一層充実(※)
注:相談(あっせん)、研修、商品テスト、情報の収集・分析・提供、裁判外紛争解決手続(ADR)など

- 国センを「消費者行政の司令塔機能が十分に発揮される上で不可欠な存在」として改めて位置付け

- 機能を効率化・強化し、より高度な行政サービスの提供を実現
:移行先との間で管理部門(総務、経理)を統合し、事業部門(相談、研修、商品テスト等)の人員・体制を充実

組織形態：独立性を法的に担保した「特別の機関」(法律により設置)

- 新組織の名称:国民生活センター

- 合議制の機関を設置している例 ⇒ ADRを担う合議制の機関を設置し、各機能を一体とする

- 人事権や指揮監督権の独立性を担保している例 ⇒ 業務運営・人事面の独立性を確保

- 関係行政機関への改善要望を担うことも可能

移行先：独立性を法的に担保した特別の機関として
消費者庁を移行先とすることが有力な考え方

- 消費者委員会 課題 - 合議制の機関であり、実施機能を担うことは適当ではない

- 内閣府本府 期待 - 柔軟性・機動性・消費者目線が担保される

- 課題 - 消費者庁と国センが連携を取りにくくなる
- 消費者庁と事務分担を整理する中で、いずれかの機能が欠落しかねない
- 消費者庁設立時に内閣府本府から切り出した事務を戻すことになる
- 所掌事務が幅広いことから、国セン職員の専門性の確保に問題

- 消費者庁 期待 - 全国の消費生活センターと強いネットワークを持つ国センと、消費者庁とが一体となって取組を行う
- 消費者庁が国民の意見や苦情の窓口となり、政策に直結させ、消費者を主役とする政府の実現を図る上で意義

- 課題 - 機動性・柔軟性・消費者目線が損なわれる懸念
⇒(対応策)独立性を法的・制度的に担保した上で、「特別の機関」とする

いわゆる「政府から独立した法人」の趣旨を活かす制度設計

	法人格	設置根拠	運営費(予算)	指揮監督権	人事権
(いわゆる「政府から独立した法人」(注))	(独立した法人格)	(法律)	(国が責任をもって運営費を措置)	(政府から一定の独立性)	
特別の機関	— (国の一部)	法律	国が予算措置 (自ら予算要求)	法律により、一定の独立性を担保している例	

注:「政府から一定の独立性を保ちつつ国が責任をもって運営費を措置する法人形態であり、かつ独立行政法人の整理合理化の路線から外す扱いとされるもの」(「国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議」中間取りまとめ(平成23年12月6日))

検討の結果

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)や独立行政法人通則法等改正法案(国会提出中)に沿って、国民生活センターを国に移行するにあたっては

- ① 各機能を一体として一つの機関に集める
- ② 「国民生活センター」という名称を持った機関とする
- ③ 独立性を法的に担保した「特別の機関」として、消費者庁を移行先とすることが有力な考え方
新たな機関は、消費者庁からの独立性を維持し、各機能の発揮が制度的に十分に担保される必要がある。その担保の実現に向けて、仮にも担保されない場合においてはその対応を含めて、担当大臣が指導力を発揮されることを期待。